

スポーツを題材にした“法教育”カリキュラムの構造-  
『Citizenship Through Sports and Law』の場合-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-02-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 康宏, 奥山, 和彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/4981">http://hdl.handle.net/10098/4981</a>

# スポーツを題材にした“法教育”カリキュラムの構造

## －『Citizenship Through Sports and Law』の場合－

橋本 康弘<sup>(\*1)</sup> 奥山 和彦<sup>(\*2)</sup>

(2011年9月30日 受付)

### 1 はじめに

“法”に関する教育、いわゆる“法教育”について近年多くの研究が行われている。法とは「自由で公正な社会における相互共生のための相互尊重のルール」<sup>1</sup>とされる。“法”という一見難解な学習対象について、学習者がこの法本来の意義について理解できる“法教育”カリキュラムを構築することは、今後の“法教育”の展開に不可欠なものである。

本研究では、現代社会においてスポーツが有意な地位を占めることを前提に、学習者にとってスポーツが身近で親しみやすい存在であり、法本来の意義について理解する為に有益な題材であると仮定した。そして、この仮定に対して示唆を提供しうるだろう Linda Riekes、Dolores B. Malcolm、Roger Goldma らの著作であるアメリカ合衆国の中等教育向け“法教育”教材『Citizenship Through Sports and Law』(以下、本教材と略記する)の分析を行った。本研究では、本教材のカリキュラムの構造を明らかにすると共に、スポーツが本教材においてどのように扱われているのかについて提示し、その意義を明らかにすることを目的とする。

### 2 『Citizenship Through Sports and Law』の内容構成

#### (1) 本教材の目的

本教材では、タイトルの通りスポーツと法を通して市民性 (Citizenship) を育成することを目的としている。ここでいう市民性とは“法に基づく社会における市民に必要なとされる知識や能力”であり、その“知識や能力”について本教材では以下のものが挙げられている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① スポーツにおいてルールを解釈したり執行したりする者と、連邦・州・地方レベルにおいて類似の責任を負った者を比較し、対比することができる。</li><li>② “機会の平等”の意味について定義することができる。</li></ul> |
|---|

\*<sup>1</sup> 福井大学教育地域科学部

\*<sup>2</sup> 福井県立図書館

- ③社会における紛争を解決する複数の手法を認識することができ、また、法の下に人々の権利のバランスを取ることの困難さについても認識することができる。
- ④なぜ契約を交わす際に契約書を注意深く読み解くべきなのか理解することができる。
- ⑤メジャースポーツリーグの規約と、連邦・州レベルの憲法を比較し、対比することができる。
- ⑥スポーツや日常生活において損害を避けることができる“合理的な人間”像について分析することができる。
- ⑦スポーツの試合のステップと、裁判のステップを比較し対比することができる。
- ⑧スポーツに関係した模擬民事裁判や模擬刑事裁判の準備と、それを演じる機会を得ることができる。

(Linda Riekes, Dolores B. Malcolm, Roger Goldman, *Citizenship Through Sports and Law Second edition* より筆者引用)

## （２）本教材の内容構成

本教材では“法に基づく社会における市民に必要とされる知識や能力”を身に付けさせるという目的を達する為に、【別表】のような内容構成が取られている。

【別表】は左から下に「章の目標」、「学習内容」、「育成方略」を列挙し、記述している。「育成方略」中にある「スポーツ（法）の知識」、「法的知識・資質」、「学習内容」、「市民性」に関しては筆者が解釈し抽出したものである。また内容構成について、育成される市民性に即して4段階に分割している。以下、スポーツを題材としてどのような市民性や法的知識・資質を学習させているか、各段階の特徴的な学習法にも触れつつ示していく。

### （イ）第1段階 ～類似（analogy）に着目する～

第1段階では、「法に基づく社会の基盤となっているルールや法の基本概念に関する知見」について学習を行っている。その具体として、第1章では、ルールの守ろうとする価値（必要性和根拠）、ルールの制約的側面、ルールの条件、ルールと法の相似と相違、といった認識を獲得させる学習が行われている。

ここでは、章の全体として、スポーツルールと一般社会におけるルールの“類似（analogy）に着目する”ことによって、ルールの基本概念ひいては法の基本概念について学習させる手法がとられている。章の大半はスポーツルールと一般社会におけるルールの類似性の認識を獲得する学習構成が取られているが、後半において、法もルールの一種であることを認識させることで、それまで獲得したルールの基本概念を法の基本概念に置き換えて考え、これを獲得することができるような構成になっている。

なぜルールの学習にスポーツルールを取り上げるのか。そもそも、スポーツには“危険”や“暴力”といった性格が内在している。そして、スポーツルールはこれらの内在的な性格を抑制するものとして機能している。このことは、学習者にとって、日常生活の経験則上無意識的に体感し

ていることが多いと思われる。そのため、スポーツルールが守ろうとする価値について考察しやすいものとなっている。そして、そのようなルールの根拠や必要性が法のそれと”類似(analogy)している”ことを認識することで、法に対する理解につながるものとなっている。ここでは、スポーツを取り上げることで「学習者の経験則に訴えかけることができる」学習が可能になっているといえる。

以上、第1段階では、ルールや法がどのようなものかについて理解するという、法に基づく社会に生きる市民にとって最も基礎となる部分であった。ここでは、我々の日常生活はルールや法に囲まれ、また影響を受けていることを学習者が認識できるようになっていた。

#### (ロ) 第2段階 ～通して (through) 学習する～

第2段階では、「法に基づく社会の基盤となっている憲法に関する知見」について学習を行っている。その具体として、まず第2章では、国家における立法制度（立法権）、ルール・法が人に与える影響、ルール・法の可変性、といった認識を獲得する学習が行われている。ここでは、スポーツ組織と国家組織（合衆国）の立法制度の比較と類似を通して、上記の認識を獲得させる学習構成となっている。また、ルール・法が人に与える影響、ルール・法の可変性について考察を行う際には、スポーツの事例を扱うことで、学習者が考察しやすいものとなるよう配慮されている。

また第3章では、国家及び州の執行（行政）制度について、大統領や州知事など行政府の長の権能、三権分立の構造、身近な執行機関である法執行官の職責と資質、といった認識を獲得する学習が行われている。ここでも、スポーツ組織と国家組織の執行（行政）制度の比較と類似を通して、上記の認識を獲得させる学習構成となっている。中でも、三権分立の構造について考察する際には、プロスポーツ組織では権力分立・抑制と均衡のシステムが不十分であることを事例から確認させることで、国家においては権力の一極集中を避け、権力の恣意的な発動を防止する為にこれらのシステムが採用されたことを理解させるようになっている。

そして第4章では、国家及び州の司法制度について、裁判官の職責と資質、裁判における人権保障、司法管轄、事実認定やルール・法の解釈の仕方、といった認識を獲得する学習が行われている。ここでも、スポーツ組織と国家組織の司法制度の比較と類似を通して、上記の認識を獲得させる学習構成となっている。その際、特に、国家組織の行う裁判と比較してスポーツの場面では上訴の手段が不十分なことを踏まえ、その差異には「人権の保障」という価値が存在していることを理解させるようになっている。

一方、第5章では、憲法が保障する基本的人権について、また、反差別法に関する事例を通して平等権の実態について考えると共に、裁判までの法的措置についての認識を獲得する学習を行っている。ここでは、スポーツに関連する判例等について考察することで、上記の認識を獲得させる学習構成となっている。特に、スポーツに関連する判例を通して、基本的人権が具体的にど

のような問題として顕在化しているか、裁判ではどのような判断がなされているのか考えると共に、裁判運用上の解釈を確認している。また、その際には、裁判で示された解釈をただ受け入れるのではなく、自分ならどのように判断するか判例を批判的に考察する活動も行っている。よって、憲法条文をただ暗記するだけでなく、実際に憲法の理念が社会で働いていることをスポーツの事例を通して実感できるようなものになっている。

以上のように、第2段階の第5章では、スポーツの判例を通して基本的人権の学習を行っていた。ここでは、スポーツを題材とすることで、権利の章典及び修正14条について、表現の自由、集会の自由、信教の自由、適正手続などの自由権、反差別法にみられる平等権といったように幅広い法的問題が取り上げられていた。また、それらの自由権や平等権がスポーツルールと衝突する可能性があることについて判例を通して学習することで、学習者の経験等と比較しながら、より現実に即した法規範についての学習が可能となっていた。さらに、歴史的に男女差別が深く内包されているスポーツの場において、男女を身体的な差異で区別するのか、能力で区別するのかについて争われた事例を扱うなど、社会的な価値論争問題を通じた法規範についての学習が行われていた。このように、スポーツを”通して（through）”法を学習することで、幅広い法的問題を扱うことができ、学習者の経験則に照らし合わせた現実に即した法規範学習、価値論争問題を通じた法規範学習を行うことが可能となっていた。

以上、第2段階では、「法に基づく社会」に存在する国家の諸権能及び基本的人権について、プロスポーツ組織と国家組織の比較と類似や、スポーツに関係する判例等を通して学習を行っており、国家では法が作られ、その法を基に社会が成立していることを学習者が認識できるようになっていた。

#### （ハ）第3段階 ～適用（apply）させて学習する～

第3段階では、「法に基づく社会において、紛争を防止・解決する為の選択すべき合理的な行動に関する知見や資質」について学習を行っている。その具体として、まず第6章では、市民社会の大原則たる「私的自治の原則」から導かれる過失責任の考え方に関連して、注意義務の在り方や比較過失・過失相殺・製造物責任（厳格責任・配分的正義）についての知見と、それら法的責任を自覚して損害を避けることができる合理的な人間像について分析する学習を行っている。ここでは、本章の全体を通して、スポーツに関わる者がスポーツの場において負う注意義務等の法的責任の在り方について考察することが、一般社会における事故や紛争を避ける為の合理的な行動や法的責任の在り方についても”適応（apply）される”ということ認識させる学習構成となっている。

そもそも、スポーツでは、「はじめに事故や紛争ありき」で考えられている側面がある。そして、その事故や紛争を防止する為の規制規範となるものとして、スポーツルールや規則、また、スポーツをする個人の合理的な態様があり、二次的なものとして国家法が存在している<sup>2</sup>。しか

し、そもそも事故や紛争を防止する為には、スポーツルールや国家法も大事であるが、ルールを尊重し、適切に行動しようとする合理的な人間の存在が重要である。よって、スポーツをする者一人ひとりが自己の負っている注意義務等の責任について自覚をすることができる合理的な人間であれば、事故や紛争を未然に防止することが可能になる。よって、ここでは、スポーツそれ自体が事故や紛争を内在するものであり、事故や紛争の防止（や解決）について考えさせる学習を取り扱う上で親和性があるものとなっていた。

また第7章では、紛争解決に必要な合理的な態様、合理的な紛争解決法（交渉・調停・仲裁）、交渉のプロセス、交渉・調停・仲裁の利益といった認識をさせると共に、実際に模擬交渉を行うことで私的な分野における合理的な紛争解決についての学習を行っている。ここでは、合理的な紛争解決の為の適切な態様として、4つのC（commitment・control・consideration・communication）を実践することが重要であるとし、合理的な紛争解決がなされた事例にはこれらの要素が含まれていることを分析させている。そして、これらの合理的な態様は、スポーツの場だけでなく、一般社会においても同様に適応されるものと認識させる学習構成がとられている。

最後に第8章では、「私的自治の原則」から導かれる契約自由の原則に関連して、約束と契約の相違（申込・承諾・約因）、契約書の重要性、契約当事者が取るべき合理的な行動と責任、連邦や州の契約法など、身近な契約問題等を通して契約の基本概念や合理的な消費者像について認識させる学習を行っている。ここでは、契約書類を注意深く読むことの重要性や、契約書類の文言の解釈の如何によって両当事者に多大な影響があることを、スポーツの事例を通して考察し、理解させるといった学習構成がとられている。

以上、第3段階では、市民社会の原則たる「私的自治の原則」と、そこから導かれる過失責任や契約自由の原則といった私法の基本原則について考えさせることで、合理的な人間像を分析する学習が行われている。また、私的な分野における紛争解決である裁判外紛争解決手続（交渉・調停・仲裁）についても扱っており、裁判と比べた利点を考えさせることで、学習者が裁判以外の手段についても認識できるようにしている。

## （二）第4段階

第4段階では、「法に基づく社会における紛争解決の手段たる民事・刑事裁判に関与する為の知見や資質」について学習を行っている。まず第9章では、公的な紛争解決法である裁判について、裁判進行の流れ、各種のルールに基づいた訴訟手続、証拠のルールといった認識をさせる学習を行っている。ここでは、スポーツの試合と裁判の流れの類似と比較を利用しながら、具体的な訴訟手続きについて理解できるような学習構成をとっている。

第10章では、民事裁判の流れ・民事訴訟手続、民事裁判に関わる者の役割と責任、損害賠償訴訟における責任の判定、民事裁判のコストについて、同じく第11章では、刑事裁判の流れ・刑事訴訟手続、刑事裁判に関わる者の役割と責任、刑事裁判における構成要件に該当するかの判定、

刑事裁判のコストについて、模擬裁判を行うことを通して学習を行っている。

以上、第4段階では、法に基づく社会における紛争解決の最終手段である裁判について扱われている。ここでは、裁判に関与する際に必要となる裁判進行の具体的な流れや証拠のルール的重要性についての認識だけでなく、裁判に関わる者の責任や裁判にかかるコストについて模擬裁判の経験から考えさせることで、あくまで裁判が紛争解決の一手法であることを学習者が認識できるようにしている。

大きく本教材全体の流れをまとめると、スポーツを題材として、第1・2段階では「“法に基づく社会”を知る学習」が行われており、第3・4段階は「“法に基づく社会”で行動する為の学習」が行われていると言うことができる。

### 3 『Citizenship Through Sports and Law』のカリキュラム構成

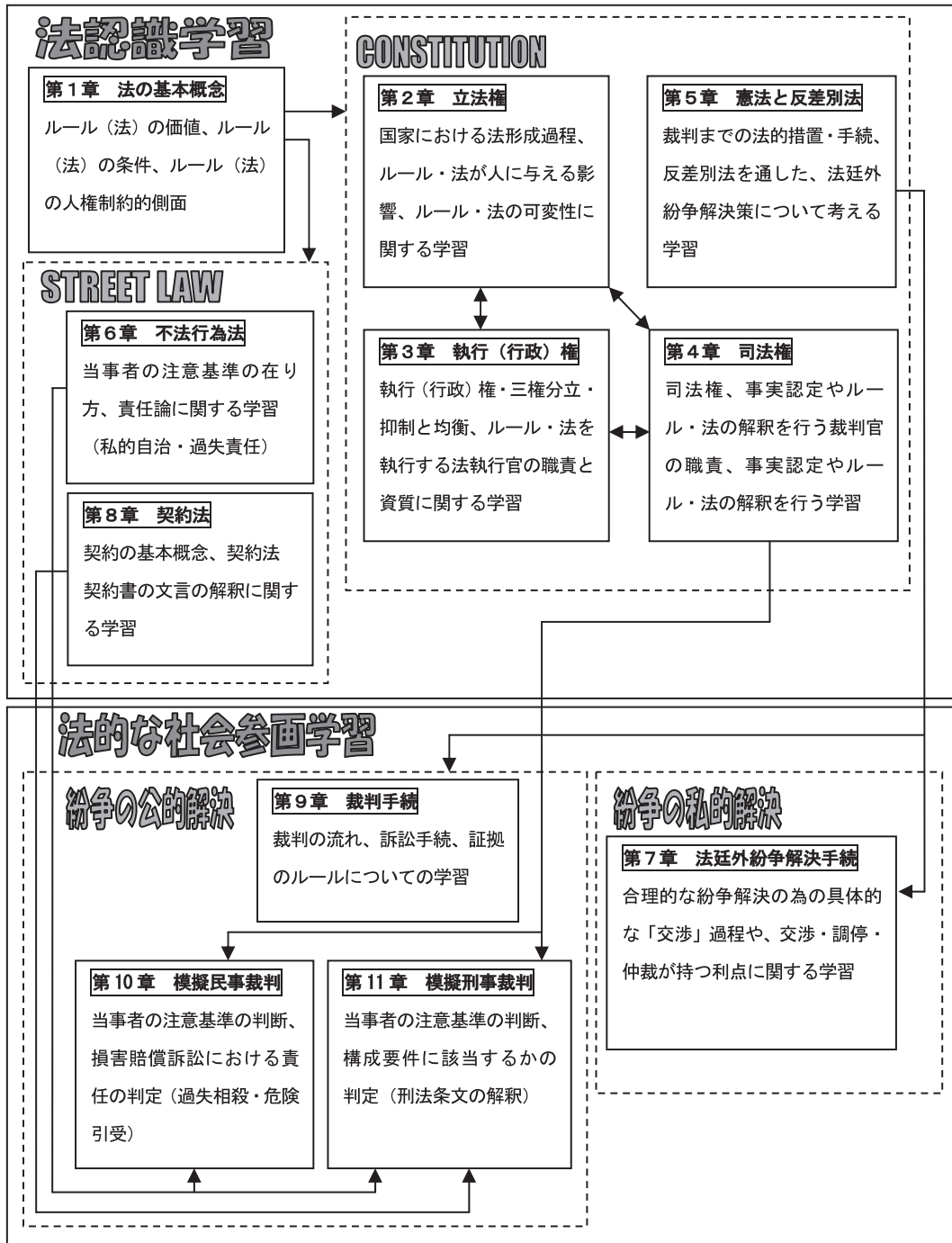
以上、本教材の内容構成について考察を行なった。繰り返しになるが、本教材では、第1段階及び第2段階では「“法に基づく社会”を知る学習」、後半の第3段階及び第4段階が「“法に基づく社会”で行動する為の学習」で構成されていることが分かった。前半の「“法に基づく社会”を知る学習」では、第1章のルールや法の基本概念に関する学習と、第2章から第5章までの“法に基づく社会”の基盤となっている憲法に関する学習が展開されており、学習者の法的な社会認識形成が図られていた。しかし、法的な社会認識形成を図る学習は前半だけにあるのではなく、「“法に基づく社会”で行動する為の学習」である後半部分にも配置されている。それは、第6章の個人の負う法的責任に関する学習（ここでは要約して不法行為法の学習とする）と、第8章の契約の基本概念や契約法の意義に関する学習であり、市民社会の原則たる「私的自治の原則」から導かれる過失責任や契約自由の原則についての認識を図るものであった。これらは、不法行為法や契約法など、いわゆる私法（ないし生活法：STREET LAW）を取り扱ったものであり、スポーツを含め私生活において関係する機会が多い法規範である。一方の「“法に基づく社会”で行動する為の学習」では、事故や紛争を防止する為の合理的な人間像と、事故や紛争が生じた場合の合理的な解決法について取り扱っていた。前者については、先にも述べたように、第6章と第8章で私法の基本原則である過失責任や契約自由の原則を学習することで、スポーツや日常生活の場における合理性の認識ないし合理的な態様について考察させていた。後者については、第7章において、紛争の私的解決である法廷外紛争解決手続（交渉・調停・仲裁）についての学習を行い、第9章から第11章では、紛争の公的解決である裁判（司法）についての学習を行っていた。両者共に、模擬交渉ないし模擬裁判などを学習活動に取り上げており、法的な社会参画ができるような能力の育成を図ろうとしていた。

このように、本教材は、概して言えば憲法と私法（不法行為法・契約法）に対する認識と、これらの認識を以てスポーツや日常生活における事故や紛争を防止する為の合理的な態様を自覚し、紛争が生じた場合には紛争解決という法的な社会参画を行う、といったカリキュラム構成で

あった。では、このようなカリキュラム構成において、個々の章の学習はどういった関係性をもって配置されているのだろうか。以下、【図1】を参照されたい。まず第1章であるが、ここでは法が守ろうとする価値やルールと法の違いなどの法に対する基本的な考え方を学習させており、第2章から第5章の憲法学習と、第6章と第8章の私法（生活法：STREET LAW）学習を行っていく上で基礎となっている部分であった。特に、ルールと法の違いを認識させる学習は、ルールを構成要素とするスポーツを題材として、法と比較・対比させる本教材にとっては欠かすことのできないものであり、その意味でもカリキュラムの冒頭に配置されていた。続いて第2章から第4章であるが、ここでは憲法の統治機構（立法権・執行（行政）権・司法権）について扱われていることもあり、三権の「抑制と均衡」の関係から、3つの章は密接に関わるものとなっている。また、第4章の司法権の学習では、裁判官の行う事実認定や法の解釈を学習者が実際に行う活動が含まれており、第10章及び第11章の模擬裁判学習につながるものとなっている。一方、第5章では、章全体として憲法の人権機構に関する学習が扱われているが、章の後半では反差別法を題材として裁判以外の紛争解決の方法について考えさせる活動や、裁判を行なうまでの法的措置・手続に関する学習が含まれており、第7章で取り扱う法廷外紛争解決手続や第9章から第11章までで取り扱う裁判の学習につながるものとなっている。第6章では、当事者の負う法的責任（注意義務）や、過失相殺・寄与過失・危険引受など過失責任の原則について学習が扱われており、第10章と第11章で行う模擬民事及び刑事裁判学習で、陪審員による評決を考える際の法的基準を示すものとなっている。また、第8章では、契約書の文言を解釈する学習が扱われており、第11章で行う模擬刑事裁判で犯罪行為が構成要件に該当するか判定する活動に生かされるものとなっている。

以上、本カリキュラムは、憲法や私法に関する法認識の学習を中心として法認識内での学習間の関係性を持たせつつ、紛争解決の為の模擬交渉や模擬裁判という法的な社会参画を目指す学習を行う為に、その前段階である法認識の学習の各所に紛争解決に必要な知見とその基礎となる実践を組み込んで全体を構成していることが分かった。法認識の学習がカリキュラムの全体に占めるウエイトが大きく、また、そこで得た法認識が、合理的な人間像を自覚したり、紛争解決という法的行動にとって重要な役割を果たしていることから、本カリキュラムは、法認識の形成を重視した形で、法的な行動ないし法的な社会参画が目指されているものと解することができる。





【図1】本教材の全体構成（Citizenship Through Sports and Law Second edition より筆者作成）

## 6 『Citizenship Through Sports and Law』の特質と評価

これまでの考察から、本教材の特質と評価について述べる。

### (1) 市民性 (Citizenship) について

本教材によって育成される市民性 (Citizenship) は以下の4点である。すなわち、①「法に基づく社会の基盤となっているルールや法の基本概念に関する知見」、②「法に基づく社会の基盤となっている憲法に関する知見」、③「法に基づく社会において、紛争を防止・解決する為の選択すべき合理的な行動に関する知見や資質」、④「法に基づく社会における紛争解決の手段たる民事・刑事裁判に関与する為の知見や資質」である。本教材を通して、まず学習者は①と②の学習によって法に基づく社会における法の基本概念と国民の生活に大きく関わっている憲法の存在について認識する。そして③の学習により、法に基づく社会についての認識を持った上で、日常生活における自己の法的な責任を自覚して、事故や紛争を防止し、もし事故や紛争が生じてしまった場合には交渉等の合理的な態様での解決を図ろうとする。最後に④の学習により、それら交渉等の手を尽くしてもなお解決がなされない場合に、裁判という公的な解決手法をとろうとするのである。また、裁判については陪審員として参加することもあるので、その責任について自覚することになる。

以上が、本教材の目的たる“法に基づく社会における市民に必要とされる知識や能力”、すなわち市民性 (Citizenship) の内容と考える。

### (2) スポーツと“法教育”について

本教材では、スポーツと法の関係において、①類似 (analogy) に着目して学習する、②通して (through) 学習する、③適用 (apply) させて学習する、の学習形態が取られていることが分かった。そして、これらの学習方法に対応するように、スポーツを扱う意義についても考察を行った。①の箇所においては、スポーツルールと法の類似性に着目した上で、スポーツが学習者の経験則に訴えかけやすいことで理解が進むものであるとした。②の箇所については、スポーツが社会文化であることから幅広い法的問題を取り扱うことができ、学習者の経験則に照らし合わせ、現実に即した法規範学習や価値論争問題を通じた法規範学習が行えるとした。③の箇所については、スポーツの持つ性質に着目した上で、スポーツの中で個人が求められる合理的な態様が、法に基づく社会の合理的な人間像に重ね合わせることができるとした。

以上のことから、スポーツが形成する社会 (=ルールに基づく社会) 自体が“法に基づく社会”との間に多くの関連性があるということ、学習者にとってスポーツは日常生活の経験則上考えやすい対象であるということ、大きく分けてこの2点がスポーツを“法教育”の題材として扱うことの意義であるといえる。アメリカにとってスポーツとは「社会に不可欠な諸価値を保蔵する哲学」<sup>3</sup>と評される程、スポーツが社会に深く根付いた国である。そのような国だからこそ、スポーツを扱った“法教育”カリキュラムが成立したといえることができる。

## 7 おわりに

ここまで、本教材のカリキュラムの構造やスポーツを“法教育”の題材とする意義について考察を行った。おわりに本教材が我が国の“法教育”研究に示唆するものについて考察したい。

本研究では、スポーツを“法教育”の題材とする意義について、スポーツが形成する社会（＝ルールに基づく社会）自体が“法に基づく社会”との間に多くの関連性があるということ、学習者にとってスポーツは日常生活の経験則上考えやすい対象であるということの2点を挙げた。このうち前者については、アメリカほど深くスポーツが社会に根付いているとはいえない我が国において、本教材が示唆する論理をそのまま当てはめることは困難といえる。しかし、昼休みに行うドッジボールの試合といった小さなコミュニティの中にあっても、そのコミュニティは様々なルールに基づいて構成されている。すなわち、我が国においても、学校教育等を通して多かれ少なかれスポーツに接する機会がある以上、（アメリカほどではないにしろ）スポーツと法を関連付けて“法教育”を実践する土壌は存在している。また、このことは後者についても同様で、スポーツに接する機会がある以上、学習者の経験則に訴えかける“法教育”を実践することは可能である。とかく我が国では、法といえば「守るべきもの」「強制されるもの」等のネガティブな認識が強い。しかし、一転スポーツの場となれば、大人も子どもも一定のルールの下に、人数が少ないチームにはハンデを与えるなどその時々々の条件に合わせ柔軟にルールを変化させたりする。この場合、ルールは「守るべきもの」「強制されるもの」である以上に、そのコミュニティに参加する者がお互いを尊重することで、よりスポーツを楽しめるようにするものとなっている。これは「自由で公正な社会における相互共生のための相互尊重のルール」という法本来の意義に他ならない。スポーツを通して法を考えることで、学習者のスポーツの経験が、学習者自身に法本来の意義に気づかせてくれることになるのである。以上、我が国における法に対するネガティブな考え方を変える意味でも、スポーツを“法教育”の題材とすることには大きな意義があるといえる。

**【別表】 本教材の内容構成**（*Citizenship Through Sports and Law Second edition* より章の目標・学習内容については、引用、他は、筆者作成）

第1段階	
第1章	
章の目標	①社会、学校、家庭やスポーツの場において、公正さ、安全性、規律ある生活を与えてくれる明文化されたルールの必要性を説明できる。 ②ルールに求められる6つの基準を、あなたが育ってきた社会、学校、家庭、スポーツの各所におけるルールに当てはめて考えることができる。 ③社会、学校、家庭、スポーツのルールの根拠を分析することができる。

		<p>④スポーツの事例を通して、ルールと法の違いを説明することができる。</p> <p>⑤提示される具体例が、ルールなのか法なのか、どのように区別すべきか分析することができる。</p>
学習内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全」「公正」「秩序」という、スポーツや社会に存在するルールが守ろうとしている価値を理解する。</li> <li>・ルールに備えられるべき6つの基準（「明白である」「誰もが理解できる」「従うことができる」「守ることができる」「他のルールと矛盾しない」「違反には罰が与えられる」）を理解する。</li> <li>・ルールは社会の様々な面で我々の生活を助けたり守ったりしているが、それ故に制約を受けることに気付く。その際にはスポーツの「適格性」のルールを取り上げ、「適格性」ルールがスポーツにとって公平さを担保する機能があることに気付く共に、我々に制約を課すものでもあるということを確認する。</li> <li>・ルールと法の違いについて、人権制約的である法的なペナルティ（罰）を与えられる点で異なることを理解する。</li> <li>・上の知見を利用して事例を分析し、法とルールのどちらにも該当するものがあることに気付く。相手を傷つけてはいけない・相手の信頼を保護しなければいけない・公平であること・約束を守る等、身近なルールと類似している点に気付くことで、法はルールの一種であることを理解する。</li> </ul>
育成方略	スポーツ（法）の知識	<p>スポーツルールの守ろうとする価値（必要性和根拠）</p> <p>スポーツルールの条件</p> <p>スポーツルールの制約的側面、スポーツルールと法の相似と相違</p>
	法的知識・資質	<p>ルールの守ろうとする価値（ルールの一般的根拠）</p> <p>ルールの条件</p> <p>ルールの制約的側面、ルールと法の相似と相違</p>
	学習内容	<p>スポーツルールと社会におけるルールや法の類似から、ルールや法の基本概念を学習する。</p>
	市民性	<p>法に基づく社会の基盤となっているルールや法の基本概念に関する知見</p>
<b>第2段階</b>		
<b>第2章</b>		
章の目標		<p>①政府やスポーツ組織における、法を作る過程、ルールを作る過程を比較し考えることができる。</p> <p>②なぜ、合衆国が代表民主制を採用しているか説明することができる。</p> <p>代表民主制を採用する政府とプロスポーツ組織の内部組織を比較する</p>

		<p>ことができる。</p> <p>③プロ及びアマチュアスポーツにおけるルールの作られ方と、合衆国・州・地方レベルにおける法の作られ方を比較して考えることができる。</p> <p>④法形成主体によって作られた法の影響と、プロ及びアマチュアスポーツ組織によって作られたルールの影響を分析することができる。</p> <p>⑤どのように法形成主体及びルール形成主体が絶えず法やルールを作り、どのように社会や科学技術の変化が生じるにつれて改正していくのかについて説明することができる。</p>
	学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合衆国（州）やスポーツ組織では、「憲法」「規約」に基づいてルールや法が定められていることを理解する。また、法やルールにはそれを定める機関に応じたレベルのものがあることも確認する。</li> <li>・代表民主制について確認すると共に、合衆国における立法過程を確認する。その際には、スポーツ組織において代表民主制が取られていない理由について考えることで、人々の多様な意見を生活の基盤たる政治に反映していくことの重要性について理解する。また、立法の規範たる「憲法」の改正過程についても、参政権の例（修正15・19条）を通じて確認する。</li> <li>・事例を通して、法やルールが私達に大きな影響を与えていることを理解する。中でもスポーツの「適格性」のルールについて、学生スポーツに参加する為の学問的な基準点やスペシャルオリンピクスに参加するための技術水準の例から、何をもって適格性を規定するかによって人々に与える影響が変わってくることを理解する。</li> <li>・事例を通して、スポーツにおいて科学技術や社会の変化に応じてルールを改正していく必要を理解する。その上で、過去の州法律例を見て、なぜそれが作られたのかを考え、次に今後起こり得る事例からどのような新しい法律が必要になるか考える。</li> </ul>
育成方略	スポーツ（法）の知識	<p>プロスポーツ組織におけるルール形成過程（ルール形成機能）</p> <p>スポーツルールないしスポーツに関係するルールが選手に与える影響</p> <p>スポーツルールの可変性</p>
	法的知識・資質	<p>国家における法形成過程（立法権）</p> <p>ルール・法が人に与える影響</p> <p>ルール・法の可変性</p>
	学習内容	<p>プロスポーツ組織の諸権能と、国家の三権の類似と比較から、法制度について学習する。</p>
	市民性	<p>法に基づく社会の基盤となっている憲法に関する知見</p>

第3章	
章の目標	<p>①政府の執行（行政）部門における長・公務員の責任と、プロスポーツ組織の執行部の責任を比較し、対比することができる。</p> <p>②プロスポーツ組織における管理システムが、合衆国の権力分立、及び抑制と均衡のシステムとどのように異なっているか説明することができる。</p> <p>③法執行官とスポーツ審判員の職責、またそれらの職責を遂行することによる結果について比較し、対比することができる。</p> <p>④法執行官とスポーツ審判員がその職責を効果的に遂行するにあたり、どのような資質が必要か分析することができる。</p>
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合衆国憲法には三権分立が規定されていること、立法権と行政権（大統領）の権能について確認する。また、これらの権能は州や地方等にも配分されていることも確認する。</li> <li>・プロスポーツ組織の執行部の権能について確認する。</li> <li>・三権分立の構造と抑制と均衡のシステムについて確認する。他方、プロスポーツ組織では権力分立・抑制と均衡のシステムが不十分であることを事例から確認した上で、国家においては権力の一極集中を避け、権力の恣意的な発動を防止する為にこれらのシステムが採用されたことを理解する。</li> <li>・執行機関の職務・作用について事例を通して確認する。その上で、法を執行する法執行官とルールを執行するスポーツ審判員の行動が、我々の行動や行動の結果等に大きく影響することを確認すると共に、両者の与える影響の違いが人権制約的な面にあることを確認する。</li> <li>・法執行官及びスポーツ審判に必要な資質について提示する表の中から重要だと思うものについてランキングを作る。</li> </ul>
育成方略	<p>スポーツ（法）の知識</p> <p>プロスポーツ組織の代表の権能（執行機能） ルールを執行する者（スポーツ審判）の職責と資質</p>
	<p>法的知識・資質</p> <p>執行（行政）権・三権分立・抑制と均衡 ルール・法を執行する法執行官の職責と資質</p>
	<p>学習内容</p> <p>プロスポーツ組織の諸権能と、国家の三権の類似と比較から、法制度について学習する。</p>
	<p>市民性</p> <p>法に基づく社会の基盤となっている憲法に関する知見</p>
第4章	
章の目標	<p>①各レベルの裁判所の責任と、プロスポーツ組織の代表及び審判の責任を比較し、対比することができる。</p>

		<p>②裁判官、陪審員、スポーツ審判員が決定を下す方法を比較し、対比することができる。</p> <p>③裁判官がどのように法を解釈するか、同様に、スポーツ審判員がどのようにルールを解釈するか分析することができる。</p> <p>④裁判所およびスポーツにおける「権利の保護手段」を比較し、対比することができる。</p>
学習内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例を通して、裁断権能を持つプロスポーツ組織の代表の責任について考え、裁判官との類似点・相違点を確認する。また、なぜ両者に裁断過程の相違点が出るのかを考え、そこには人権が問題になっていることに気付く。</li> <li>・ 裁判官とスポーツ組織の代表やスポーツ審判（審判については執行も）が法やルールを適用・解釈する際の責任を確認し、事例を通して、裁判では各種のルール（証拠・上訴等）が法定されており、それが個人の権利を守るためであることを理解する。</li> <li>・ 裁判所にはその管轄権に応じた審級が存在し、責任もそれに応じて異なっていることを確認する。同様に、スポーツ審判も高校、大学、プロ等のレベルに応じた責任を負っていることを確認する。</li> <li>・ 修正6条を通して、陪審制度について確認する。そして、陪審制度の憲法上の意義について、与えられる意義付け（公正・公平を担保、裁判の民主制、市民の義務、素人の裁判参加）が妥当なものか議論をする。</li> <li>・ 事例を通して、スポーツ審判や裁判官の事実認定やルール・法の適用（文言の解釈）を行うことで、その判断内容に大きな責任が伴うことについて理解する。</li> <li>・ 裁判に比べてスポーツでは上訴手段が不十分なことを踏まえ、その理由を議論し、それが「人権保障」にあることを理解する。</li> </ul>
育成方略	スポーツ（法）の知識	<p>プロスポーツ組織の代表やスポーツ審判の権能（裁断機能）</p> <p>プロスポーツ組織の代表・スポーツ審判の職責</p> <p>スポーツにおける事実認定やルール・法の解釈</p>
	法的知識・資質	<p>司法権</p> <p>事実認定やルール・法の解釈を行う裁判官の職責</p> <p>事実認定やルール・法の解釈</p>
	学習内容	<p>プロスポーツ組織の諸権能と、国家の三権の類似と比較から、法制度について学習する。</p>
	市民性	<p>法に基づく社会の基盤となっている憲法に関する知見</p>

第5章	
章の目標	<p>①権利の章典が、政府による個々人の基本権侵害を防いでいることを説明することができる。</p> <p>②権利（基本権）問題が関係するスポーツの裁判事例について、当該事例がどのように解決されるべきか、裁判所の考えと自分の考えを比較し、対比することができる。</p> <p>③権利（基本権）問題が関係する、起こり得るスポーツの事例について、司法の手を使わずに解決する方法を特定することができる。</p> <p>④権利の章典に關係するスポーツの事例において、その保護されるべき権利の根拠となり得る法を分析することができる。</p> <p>⑤スポーツに関わる事例において、他の法的でない権利救済策がとられた後で、どのような法的措置をとるべきか説明することができる。</p>
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あるスポーツルールに含まれる違憲性を分析することで、権利の章典及び修正14条の内容を確認する（表現・信教の自由、自己贖罪の強制の禁止、不合理な搜索の禁止、適正手続）。また、これら権利の章典は、私人 - 国家（州）間の権利義務関係を規定するものであることを理解する。</li> <li>・権利の章典及び修正14条に関わるスポーツの裁判例を通して、何がどの条文に違反しているか（修正1条の表現・集会・信教）特定し、自分が裁判官ならどう判断するか考え、実際の判決内容と比較する。</li> <li>・スポーツと信教の自由が問題になった裁判例を通して、信教の自由とスポーツとの関係、信教の自由と法規制との関係について確認し、信教の自由にも一定の制約が含まれることを理解する。</li> <li>・スポーツに関わる裁判例を通して、そこで主張される「表現の自由」と「適正手続」の在り方が合理的なものか考える。</li> <li>・スポーツと差別（障害者差別・男女差別）に関する裁判例を通して、裁判なしに問題を解決する方法を考える。そして、裁判をする場合には、どのような条文に違反しているかを特定することが必要であることを理解する。その際に、平等権保護の際の違憲性判断基準（厳格審査、中間的審査、合理性審査）も確認する。</li> <li>・上記の裁判例を通して、両当事者の主張を分析することで、何ををもって男女差別と捉えるかについて考える。その際には逆差別のことも確認する。</li> <li>・差別に関する事例を通して、裁判を起ささない為の方法を考え、もし裁判になった場合の主張を考える。</li> </ul>



育 成 方 略	ス ポ ー ツ (法)の知識	スポーツルールないしスポーツに関わるルールと基本的人権との関係 (表現や信教、適正手続保障等の自由権・平等権) 裁判以外の解決策
	法的知識・ 資質	権利の章典・基本的人権 反差別法と裁判までの法的措置
	学習内容	スポーツに関わる裁判（紛争）例を通して、憲法が保障する基本的人権 について学習する。
	市民性	法に基づく社会の基盤となっている憲法に関する知見
<b>第3段階</b>		
<b>第6章</b>		
章の目標	<p>①様々な人権侵害の場面における当事者・当事者間の責任を特定することができる。</p> <p>②法的義務の違反（不履行）に対する当事者・当事者間がなすべき行動の結果（影響）について説明することができる。</p> <p>③「自分自身や相手方に損害を与える」という予見可能な結果を避けることができる“合理的な人間”像を分析することができる。</p> <p>④損害を受けた当事者が取り得る行動によって、当事者に何かしらの危険が想定されているか否か事例を通して分析することができる。</p> <p>⑤スポーツと日常生活の中における生産物責任の発生について、比較し、対比することができる。</p>	
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な人間が負う注意義務と、それを怠った場合の過失について、事例から誰がどのような責任（法的義務）を負っているか考える。また当該事例について、裁判を起こした際に両当事者が主張するであろう相手側の責任と過失の内容を考えると共に、自分が裁判官だったならばそれらをどう判断するか考える。この事例について考えることで、過失相殺（比較過失）及び寄与過失の概念を確認する。</li> <li>・過失相殺（比較過失）及び寄与過失の概念を使い、提示されるスポーツの事例から法的義務違反と自己責任の調整（比較衡量）について考える。またその際、法的義務を履行したという事実があるならば、責任が回避ないし軽減されることを理解する。</li> <li>・事例を通して“合理的”な行動（注意基準）とは何か考え、それが同種同様の事例において通常人が取るべき行動（注意基準）を指すことを理解する。</li> <li>・自己が払うべき注意義務についてスポーツの裁判例から、スポーツに内在している危険性を想定できること（危険引受）が合理的な人間であることを理解すると共に、危険引受が裁判の際の抗弁となりうるこ</li> </ul>	

		<p>とを理解する。また、通常人が予見することができない危険については、危険の通告が必要になることを確認する。</p> <p>・スポーツ備品と製造物責任の事例を通して、厳格責任・配分的正義の概念について理解する。また、自己に過失ある場合には製造物責任でも保護されないことについて確認する。</p>
育成方略	スポーツ(法)の知識	<p>スポーツに関わる者が取るべき合理的な行動(注意義務・危険の想定)と責任</p> <p>スポーツ事故における責任論(過失相殺・寄与過失・危険の同意)</p> <p>スポーツ部品と製造物責任</p>
	法的知識・資質	<p>法的義務と過失概念</p> <p>合理的な行動(注意基準)</p> <p>責任論(過失相殺・寄与過失・危険引受)</p> <p>製造物責任(厳格責任、配分的正義)</p>
	学習内容	<p>スポーツ(スポーツ法)に関わる責任論から、合理的な人間が負う法的義務や過失概念について学習する。</p>
	市民性	<p>法に基づく社会において、紛争を防止・解決する為の選択すべき合理的な行動に関する知見や資質</p>
<b>第7章</b>		
章の目標		<p>①スポーツに関係する紛争と関係しない紛争における当事者と紛争の原因を特定することができる。</p> <p>②紛争当事者のとる行動が、どのように紛争を激しくさせたり落ち着かせたりするのか説明することができる。</p> <p>③合理的な態様で紛争を解決しない結果について分析することができる。</p> <p>④合理的な解決に努めることが必要であるということを理解することができる。</p> <p>⑤スポーツに関係する事例と関係しない事例の双方における紛争解決の為の交渉過程の各段階を、説明し、実行することができる。</p> <p>⑥紛争状態において、訴訟による解決と比較して、交渉・調停・仲裁が持つ利益を分析することができる。</p>
学習内容		<p>・紛争の3要素(当事者・原因・当事者の振舞い)について確認する。また、主な紛争原因の種類を確認し、事例から何が紛争原因となっているかを特定する。またその際、事例にある紛争を放置した場合に生じ得る結果を考える。</p> <p>・上の事例にある紛争状態を参考に、どのような態度・言動を取ると紛争が激化ないし小康状態となるかについて分析することで、紛争状態における合理的な態度・言動の在り方を考える。その際には、合理的</p>

	<p>な行動を取れるような感情のセルフコントロールが重要であることを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な紛争解決の為の適切な態度・言動としては、4つのC（commitment・control・consideration・communication）を実践することが重要であることを確認し、各々のCがなぜ紛争解決に役立つのか考え、理解する。またその際、紛争状態では人は無意識のうちに行動してしまい自分の行動の長期的な影響を考慮しづらいことが合理的な行動を取り辛くしていることを確認する。</li> <li>・合理的に紛争解決する際に重要となる5つの要素（当事者の態度に関する5要素）を確認し、紛争解決が成功した事例からこれら5つの要素が含まれていることを分析することで、紛争の蒸し返しを防止し人間関係を良好に保つ為に合理的な解決が必要であることを理解する。</li> <li>・合理的な紛争解決の為には交渉が必要であり、交渉には6つのステップ（目標を定める・考えや情報を交換する・争点を分析する・解決の為の選択肢を作り上げる・選択肢を評価する・合意に至る）があることを確認し、それらのステップがなぜ重要なのかを考えることでその必要性を理解する。また、交渉の際には互いに同じ情報や理解を持つことが必要であることを確認する。</li> <li>・スポーツの契約交渉の事例について模擬交渉を行い、自他の言い分を理解した上で両者納得し得る妥協点を探ることの難しさを体験的に理解する。</li> <li>・交渉の他に調停・仲裁といった手法があることを確認し、訴訟に性格が合わない紛争例（身分関係）について考えることで、費用や時間といった要素の他に、人間関係を良好に保つ為に交渉・調停・仲裁が有効であることを確認する。</li> </ul>	
育成方略	<p>スポーツ（法）の知識</p>	<p>スポーツにおける紛争解決の為の合理的な態様 スポーツに関係する紛争を合理的に解決する為の交渉過程 スポーツ選手の代理人による契約交渉（仲裁）</p>
	<p>法的知識・資質</p>	<p>紛争解決の為の合理的な態様 合理的な紛争解決の為の交渉過程 交渉・調停・仲裁の利益</p>
	<p>学習内容</p>	<p>日常生活やスポーツに関わる紛争を通して、合理的な態様によって紛争解決を図る方法を学習する。</p>
	<p>市民性</p>	<p>法に基づく社会において、紛争を防止・解決する為の選択すべき合理的な行動に関する知見や資質</p>

第 8 章	
章の目標	<p>①約束と法的な拘束力のある契約の違いを識別することができる。</p> <p>②契約の3つの要素（申込、承諾、約因）を特定することができる。</p> <p>③契約書の内容をしっかりと理解しなかったり、注意深く読まなかったりした場合の結果を説明することができる。</p> <p>④様々な方法を使って、どのように契約書の内容を解釈することができるか分析することができる。</p> <p>⑤契約を結ぶ際に、詐欺に関する法律がどのように消費者保護を図っているか説明することができる。</p>
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約束と契約の違いについて、契約の持つ3つの要素（申込・承諾・約因）の面から確認する。</li> <li>・ 提示される事例から契約の3要素を特定すると共に、法的な拘束力ある契約には当事者に権利義務関係が生じることを理解し、契約違反（不履行・詐欺）の場合には法的な拘束力が認められないことがあることについて確認する。また、明示契約・黙示契約の概念について確認する。</li> <li>・ 契約違反（不履行の場合）の事例から、当事者が重視する契約内容が書面に記載されることが重要であることについて考え、理解する。</li> <li>・ 事例を通して煩雑で多文な契約書類の熟読がしばしば怠られることを確認し、実際にNFL（National Football League）の選手雇用契約書を熟読し提示される間に答えることで、自分（選手）の権利義務に関わる点をしっかり確認しておくことが必要であることを理解する。</li> <li>・ スポーツに関する裁判例を通して、契約書類の文言の解釈の如何によって両当事者に多大な影響があることを確認し、提示される文言に対する自分なりの解釈と実際に裁判官が行った解釈を照らし合わせ分析を行うことで、当該文言がどのように改善されるべきかについて考える。</li> <li>・ 割賦販売の事例から、契約内容の全容をしっかりと理解することの重要性を確認し、賢明な消費者像について考える。また、当事例を通して、州毎に消費者保護的な契約法（利子等）が用意されていることを確認し、連邦法である詐欺防止法により一定の種類契約には当事者の書面の交付が義務付けられていることを確認する。</li> </ul>

育成方略	スポーツ (法)の知識	スポーツに関わる契約関係（大学の入学契約・プロスポーツの雇用契約・保険契約） スポーツに関わる契約当事者が取るべき合理的な行動と責任
	法的知識・ 資質	約束と契約の相違（申込・承諾・約因） 契約書の重要性 契約当事者が取るべき合理的な行動と責任 連邦や州の契約法
	学習内容	日常生活やスポーツに関わる契約問題等を通して、契約の基本概念や合理的な消費者像について学習する。
	市民性	法に基づく社会において、紛争を防止・解決する為の選択すべき合理的な行動に関する知見や資質
<b>第4段階</b>		
<b>第9章</b>		
章の目標	<p>①スポーツの試合のステップと、裁判進行のステップを比較し、対比することができる。</p> <p>②民事裁判と刑事裁判の、審理前（手続）段階と審理段階とを比較し、対比することができる。</p> <p>③審理段階における、個々のステップの必要性を分析することができる。</p> <p>④裁判の中では様々な証言のルール（訴訟法）が存在していることを確認し、実際の裁判事例に適用されていることを分析することができる。</p>	
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似するスポーツ（アメリカンフットボール）の試合ステップと裁判進行のステップを比較しながら、民事および刑事の訴訟手続（裁判全体の流れ）について確認する。その際には、憲法上保障されている“迅速な裁判”や“公開裁判”等の要請がステップの中に実際に適用されていることも確認する。</li> <li>・審理前・審理中の民事裁判ないし刑事裁判独自の訴訟手続について確認する。</li> <li>・スポーツの試合も裁判も、ルールに基づいて対等に戦う場であることに気付く。</li> <li>・訴訟手続の中には様々なルール（出訴期間・陪審員等）があったことを確認する。その中でも証拠のルール（誘導尋問・風評・推測・専門家による証言）について取り上げ、各々の必要性について確認することを通して、これらのルールは公平で公正な裁判を保障する為に設置されていることを理解する。また、提示される事例が、どの証拠のルールに抵触するか否かを判断し、確認する。</li> </ul>	

育成 方略	スポーツ (法)の知識	各種のルールに基づいて行われるスポーツの試合
	法的知識・ 資質	裁判の流れ 各種のルールに基づいた訴訟手続 証拠のルール
	学習内容	スポーツの試合と裁判の比較と類似から、裁判上のルールについて学習する。
	市民性	法に基づく社会における紛争解決の手段たる民事・刑事裁判に関与する為の知見や資質
<b>第10章</b>		
章の目標	<p>①民事裁判において使用されなければならない訴訟手続を理解することができる。</p> <p>②手続を進める中での各人（裁判官・弁護士等）の責任について特定することができる。</p> <p>③スポーツに関係する模擬民事裁判への参加や、民事裁判の手続を理解した上で、これらの民事訴訟は、紛争解決に向けて裁判以外の全ての手法が試みられた後に用いられる、紛争解決法の一つであることについて議論することができる。</p> <p>④民事裁判は、全ての当事者とその弁護士・証言人、陪審員、裁判所の各職員に対して（多大な）努力と、準備行為、時間、費用が必要になることを理解できる。</p>	
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツに関係する模擬民事裁判において争点となる“比較過失”と“注意の基準”について確認する（ふりかえる）。</li> <li>・事実の概要を確認し、提示される資料（関係者の供述や台詞・各人の役割）を使用し、模擬民事裁判内での証言等を作り上げる。そして、提示される訴訟進行の流れに沿って模擬民事裁判を行う。</li> <li>・模擬民事裁判を通して、各人の責任（証言人：事実について偽りなく答える責任、弁護士：各供述を基に争点となる事項を証明する責任、裁判官：異議への対処・却下申立の対処・陪審員への説示・訴訟指揮を行う責任、陪審員：事実に基づき公平に判断する責任、等）を理解する。その際には、法に詳しい弁護士が当事者に代わって訴訟における証拠収集・訴訟進行を行うことが当事者の利益（権利保護）の為に必要であることや、陪審員が事実認定において重要な役割を占めていることを確認する。</li> <li>・体験した模擬民事裁判を問いに答える形で振り返る（分析する）。その際には、どのようにすれば紛争は避けられたか、どのようにすれば</li> </ul>	

		うまく証明活動を行えたか等について議論を行い、自分達が行ってきた準備活動を通して実際の裁判の大変さについて理解し、民事裁判があくまで紛争解決の一手法であることを確認する。
育 成 方 略	ス ポ ー ツ (法)の知識	スポーツ傷害に関わる民事裁判（損害賠償） スポーツの特殊性を踏まえた上での責任の判定
	法的知識・ 資質	民事裁判の流れ・民事訴訟手続 民事裁判に関わる者の役割と責任 損害賠償訴訟における責任の判定 民事裁判のコスト
	学習内容	これまでの学習を踏まえスポーツ事件を扱った模擬裁判を行い、裁判にかかるコストや、裁判に関わる者の責任について学習する。
	市民性	法に基づく社会における紛争解決の手段たる民事・刑事裁判に関与する為の知見や資質
<b>第11章</b>		
章の目標		<p>①刑事裁判において使用されなければならない訴訟手続を理解することができる。</p> <p>②手続を進める中での各人（裁判官・弁護士等）の責任について特定することができる。</p> <p>③スポーツに関係する模擬刑事裁判に参加したことについて議論することができる。また、刑事訴訟は紛争解決の手法の一つであることを理解できる。</p> <p>④刑事裁判は、全ての当事者とその弁護士・証言人、陪審員、裁判所の各職員に対して（多大な）努力と、準備行為、時間、費用が必要になることを理解できる。</p>
学習内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実の概要と当事例において適用される刑法条項（スポーツ暴行罪）を確認し、当該条項の文言の解釈について考え、確認し、共通の理解を持つ。</li> <li>・ 裁判前に当事者で合意している内容について確認し、なぜ裁判前にある事実について事前に合意をしておくことに意義があるのかを考えることで、争点や証拠を減らすことができ、訴訟経済の効率化や当事者の負担の軽減等につながっていることを理解する。</li> <li>・ 提示される資料（関係者の供述や台詞・各人の役割）を使用し、模擬刑事裁判内での証言等を作り上げる。そして、提示される訴訟進行の流れに沿って模擬刑事裁判を行う。</li> <li>・ 模擬刑事裁判を通して、各人の責任（証言人：事実について偽りなく答える責任、検察官・弁護士：各供述を基に争点となる事項を証明す</li> </ul>

		<p>る責任、裁判官：異議への対処・却下申立の対処・陪審員への説示・訴訟指揮を行う責任、陪審員：事実に基づき公平に判断する責任、等)を理解する。その際には、法に詳しい検察官・弁護士が当事者に代わって訴訟における証拠収集・訴訟進行を行うことが当事者の利益(人権保護)の為に必要であることや、陪審員が事実認定において重要な役割を占めていることを確認する。また、検察官が社会秩序の維持の為に被害者に代わり訴訟を担っていくことについても確認する。</p> <p>・体験した模擬刑事裁判を問いに答える形で振り返る(分析する)。その際には、事故直後どのようにしていれば紛争の激化(訴訟発展)を防げたか、どのようにすればうまく証明活動を行えたか等について議論を行い、自分達が行ってきた準備活動を通して実際の裁判の大変さについて理解し、刑事裁判があくまで紛争解決の一手法であることを確認する。</p>
育成 方 略	ス ポ ー ツ (法)の知識	<p>スポーツ傷害に関わる刑事裁判(スポーツ暴行罪) スポーツの特殊性を踏まえた上での構成要件に該当するかの判定</p>
	法的知識・ 資質	<p>刑事裁判の流れ・刑事訴訟手続 刑事裁判に関わる者の役割と責任 刑事裁判における構成要件に該当するかの判定 刑事裁判のコスト</p>
	学習内容	<p>これまでの学習を踏まえスポーツ事件を扱った模擬裁判を行い、裁判にかかるコストや、裁判に関わる者の責任について学習する。</p>
	市民性	<p>法に基づく社会における紛争解決の手段たる民事・刑事裁判に関与する為の知見や資質</p>

<sup>1</sup>法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい(2005),11-12頁

<sup>2</sup>千葉正士『スポーツ法学序説』信山社(2001),122頁

<sup>3</sup>前掲 注2,22頁